

○経済産業省告示第二百三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年九月十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇三十九 「略」</p> <p>四十 針なし注射器用アクチュエーターに用いる</p> <p>火工品（電気点火により、内蔵する火薬を燃焼</p>	<p>一〇三十九 「略」</p> <p>「新設」</p>

させて圧力を発生させることにより針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造のものに限る。)であつて、次の要件を満たすもの

イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。

）の量が〇・一五〇グラム以下であること。

ロ ケースはステンレス鋼その他の合金製であること。

ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

四十一 針なし注射器用アクチュエーターに用いるガス発生器であつて、次の要件を満たすもの

〔新設〕

イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。

ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・三〇〇グラム以下であること。

ハ 電気点火により、ガスを発生させて針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造であること。

ニ ケースはアルミニウム合金その他の合金製であること。

ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ヘ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であ

ること。

備考 表中の「」は注記である。